

会計管理者訓令第1号

会計室及び各区役所会計室

千葉市会計管理者事務決裁規程を次のように定める。

平成19年4月1日

千葉市会計管理者

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計室長の専決事項)

第2条 会計室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる経費の支出命令の審査に関する事。

ア 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費並びに扶助費

イ 需用費中燃料費、賄材料費(給食賄料に限る。)及び光熱水費並びに役務費中通信運搬費(電信電話料、後納郵便料に限る。)並びに使用料及び賃借料(下水道使用料に限る。)

ウ 公債費に係る経費のうち役務費中手数料並びに償還金利子及び割引料

エ 債務負担行為に係る経費のうち償還金利子及び割引料

オ 国民健康保険事業、老人保健医療事業及び介護保険事業に係る経費

カ 競輪事業の開催に要する経費

キ 国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する支出金

(2) 前号に掲げるもののほか、1件1,500万円以下の経費の支出命令の審査に関する事。

(3) 振替命令及び還付命令の審査に関する事。

(4) 歳入歳出外現金の払出及び戻出に関する事。

(5) 資金前渡及び概算払に係る資金の精算に関する事。

(6) 小切手の振出しに関する事。

(7) 郵便振替による公金の受入れに関する事。

（区役所会計室長の専決事項）

第3条 前条第1号から第5号までの規定は、区役所会計室長の専決事項について準用する。この場合において、同条第2号中「1,500万円」とあるのは「500万円」と、同条第4号中「払出」とあるのは「払出（所得税を除く。）」と読み替えるものとする。

（代決）

第4条 会計管理者の決裁を受けるべき事項について、会計管理者が不在のときは、会計室長がその事項を代決することができる。

2 会計室長が専決する事項について、会計室長が不在のときは、会計室長補佐がその事項を代決することができる。

3 区役所会計室長が専決する事項について、区役所会計室長が不在のときは、会計管理者が指定する職員がその事項を代決することができる。

（代決の原則）

第5条 前条の規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は上司があらかじめ指示した事項については、代決することができない。

2 前条の規定に基づき代決した事項については、速やかに会計管理者又は専決者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。